

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験・法務2級に合格することを目的として編集された公式テキストです。

銀行業務検定試験・法務2級は論述式の試験ですので、解答にあたっては、いかにわかりやすく的確に文章をまとめるかが問われます。そのためには、十分な法務知識を必要とすることはもちろんですが、過去の出題傾向に即した練習問題を何度も解き、実際に解答を書いてみるのが大切です。その際、出題の意図・ポイントを的確に把握したうえで文章をまとめる、そうした点に配慮して本書は構成されています。

金融機関の行職員にとって法務知識は日々の業務を遂行するうえで必要不可欠なものです。とくに顧客とのトラブルが生じた場合には、迅速・的確な対応が求められます。その裏付けとして、十分な法務知識を日頃より身に付け研鑽することが肝要です。そして、その習得度合いをはかるためにも銀行業務検定試験にチャレンジしてください。

実際の過去の問題と解答例・解説についても、「法務2級問題解説集」（銀行業務検定協会編）に最近10回分が収録されていますので、本書とあわせて有効に活用し、銀行業務検定試験・法務2級に合格され、よりいっそう日常業務に邁進されることを祈念して止みません。

2019年2月

経済法令研究会

※本書は、従来の「受験対策シリーズ」から「公式テキスト」に名称変更したものです。

目 次

- 1 本書の利用方法
- 2 記述式答案の書き方
- 3 答案の具体例(悪い例、良い例)
- ◆銀行業務検定試験「法務2級」出題項目
- ◆銀行業務検定試験「法務2級」出題範囲

預 金

1 預金の成立

- 1 振込金の誤入金と預金の成立2

2 預金の払戻しと銀行の免責

- 2 普通預金の払戻しと銀行の免責8
- 3 印鑑照合と銀行の注意義務.....14
- 4 盗難キャッシュカード・通帳による預金の払戻し.....18
- 5 破産管財人名義の預金の払戻し.....23

3 相続預金の払戻し

- 6 相続預金の帰属.....25
- 7 相続預金の性質と払戻し手続.....30
- 8 共同相続人の1人による取引経過の開示請求.....38

4 預金に対する差押え

- 9 預金に対する差押えの競合.....41
- 10 預金に対する差押・転付命令と陳述の催告.....46
- 11 自動継続定期預金に対する差押え.....51

5 公共料金の自動支払

- 12 預金者死亡後の公共料金の自動支払……………55

6 取引時確認

- 13 銀行取引と本人特定事項の確認……………58

手形・小切手

1 手形の支払

- 1 手形の支払呈示期間……………66
- 2 振出日が満期後の手形の効力……………71
- 3 自己取引手形の支払……………75
- 4 代表者の死亡と生前振出手形の効力……………80
- 5 手形の善意取得……………84
- 6 振出日白地手形の不渡りと遡求権……………88

2 小切手の支払

- 7 先日付小切手の振出日前呈示……………92
- 8 線引小切手の現払い……………95
- 9 小切手の支払委託の取消し……………100
- 10 自己宛小切手（預手）の事故届……………103

3 裏書

- 11 裏書の連続……………108

4 手形抗弁

- 12 融通手形の抗弁……………112

5 偽造・変造

- 13 偽造手形と手形当事者の責任……………117

1

預金の成立

出題【18年6月・問1 / 17年6月・問1 / 16年10月・問1】

1 振込金の誤入金と預金の成立

基本問題

甲銀行X支店は、取引先Aから乙銀行Y支店の取引先Bの普通預金口座に振込を依頼されたところ、乙銀行Y支店は同姓同名の取引先Cの普通預金口座に振込金を入金記帳し、その旨をCに通知した。

この場合の法律関係について、次のうち正しいものを指摘し、それぞれの正否の理由を述べてください。

- (1) Y支店がCの預金口座に振込金を入金記帳し、その旨をCに通知した以上Cの預金となる。
- (2) 入金的前提となるCを受取人とする振込が法的に存在しなかったのであるから、Cの口座に入金記帳されてもCの預金とはならない。
- (3) 普通預金規定によれば、為替による振込金も受け入れる旨の特約がなされているので、誤入金であってもCの預金となる。

👉 本問のポイント

・被仕向銀行の誤入金と預金債権の成立

問題理解と解答作成ポイント

本問は、被仕向銀行が受取人の預金口座への振込金の入金処理に際して、誤って別人の預金口座に入金してしまった場合の預金債権の成否について理解を求めるのが出題のねらいである。

本問のポイントの第1は、Cの預金口座に振込金を入金記帳し、その旨をCに通知したからといってCの預金になるいわれはないという点である。Cの預金とすべき法的原因・根拠が存在しないからである。

第2に、普通預金規定には為替による振込金も預金として受け入れる旨を規定しているが、それはCが正当な受取人である場合のことであって、誤入金による振込金についてまで預金として受け入れる趣旨のものではない。事務的には、いったんCの口座に入金記帳しCに通知した以上、Cの同意を得ないと取消しできないのではないかとの危惧があるかもしれないが、そもそもCに対する振込そのものが存在しないのであるから、法的にCの預金となるわけがない。振込はなされたが原因関係が存在しない場合（平成8年の最高裁判例）と明確に区別する必要がある。

★関連事項

仕向銀行

送金においては資金を送付する側の銀行、代金取立においては取立手形を依頼送付する銀行をいう。

被仕向銀行

送金においては仕向銀行から資金の送付を受ける側の銀行、代金取立においては仕向銀行から取立の依頼を受けた側の銀行をいう。

《関連判例》

- 振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在しない場合における振込にかかる普通預金契約の成否（最判平成8・4・26金融・商事判例995号3頁）

「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、両者の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立する」

- 誤振込と知りながら預金の払戻しを受けた受取人の刑事責任（最判平

4 1 預金の成立

成15・3・12金融法務事情1336号12頁)

「誤振込があったことを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求し、錯誤に陥った銀行窓口係員から払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する」

- 原因関係が存在しない振込みに係る預金の払戻請求と権利濫用（最判平成20・10・10金融・商事判例1308号60頁）

「振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込にかかる預金の払戻しを請求することは、詐欺罪等の犯行の一部を成す場合など、著しく正義に反するような特段の事情があるときは権利の濫用にあたる場合があるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用にあたるということとはできない」

【基本問題解答例】

択一解答 (2)

振込金による預金債権は、仕向銀行からの振込通知に基づき被仕向銀行が受取人の預金口座に入金することによって成立する。しかし、被仕向銀行の過誤により正当な受取人以外の者の口座に入金記帳されたときは、被仕向銀行が誤入金先に入金の旨を通知したとしても、その者に対する振込関係が存在しないから預金債権を取得することにはならない。したがって、(1)は誤りである。

次に、普通預金規定2条1項は、為替による振込金をその預金口座に受け入れる旨を規定しているが、これは取引先への振込が真正であることが前提とされ、誤入金についてまで預金債権の成立を認めるものではない。つまり、Cの預金債権とすべき法的原因は存在しない。したがって、(3)も誤りである。

前記のとおり、乙銀行Y支店とCとの間には振込自体が存在しなかった

のであるから、Cの預金債権となるいわれはない。したがって、(2)が正解となる。

応用問題

甲銀行の当座勘定取引先A社を受取人とする振込があったので、預金担当者が同社にその旨の通知をしたところ、同社代表取締役のBから振込金はB個人の口座に入金してもらいたい旨の依頼があった。

この場合の甲銀行の振込金の取扱いについて、次のうち正しいものを指摘し、それぞれの正否の理由を述べてください。

- (1) 代表取締役の指示によるものであるから直接代表取締役個人の口座に入金する。
- (2) A社の口座にも、B個人の口座にも入金することはできないので、入金不能を理由に仕向銀行に返戻する。
- (3) いったんA社の口座に入金し、会社の口座からB個人の口座へ振り替えてもらう。

☞ 基本問題との相違点

- ・委任契約における受任者（被仕向銀行）としての義務

【応用問題解答例】

択一解答 (3)

為替取引の仕向銀行と被仕向銀行との関係は、委任契約における委任者と受任者の関係であるから、受任者である甲銀行は善良なる管理者の注意義務をもって受任事項を処理する義務がある。したがって、A社を受取人とする振込金があったときは、指示どおりA社の預金口座に振込金を入金しなければならない。A社とB個人は法的には別人格であり、B個人の口

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

銀行業務検定試験 公式テキスト 法務2級 2019年6月・10月受験用

2019年3月28日 第1刷発行

編者 (株)経済法令研究会

発行者 金子幸司

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株) 恒吉栄治 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

©Keizai-hourei Kenkyukai 2019

ISBN978-4-7668-4360-6

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取換えします。